

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 22 年 5 月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 外郭施設計画	2
2 土地利用計画	3
3 その他の事項	3

変更理由

1. 港内の静穏の向上を図るため、須磨地区において、外郭施設計画を変更する。
2. 都心に近接した立地を活かし、「デザイン都市・神戸」にふさわしい都心ウォーターフロントとして再開発を進めるため、新港突堤西地区において、土地利用計画を変更する。

1 外郭施設計画

港内の静穏の向上を図るため、外郭施設のうち、以下の施設について計画を変更する。

[外郭施設計画]

防波堤

須磨地区 延長83m (うち48m既設) [既設の変更計画]

既設

須磨地区 延長48m

2 土地利用計画

新港突堤西地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	緑地	合計
新港突堤西 地区	(17)	(20)	(2)		(6)	(44)
	17	20	2	1	7	47

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

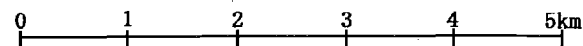
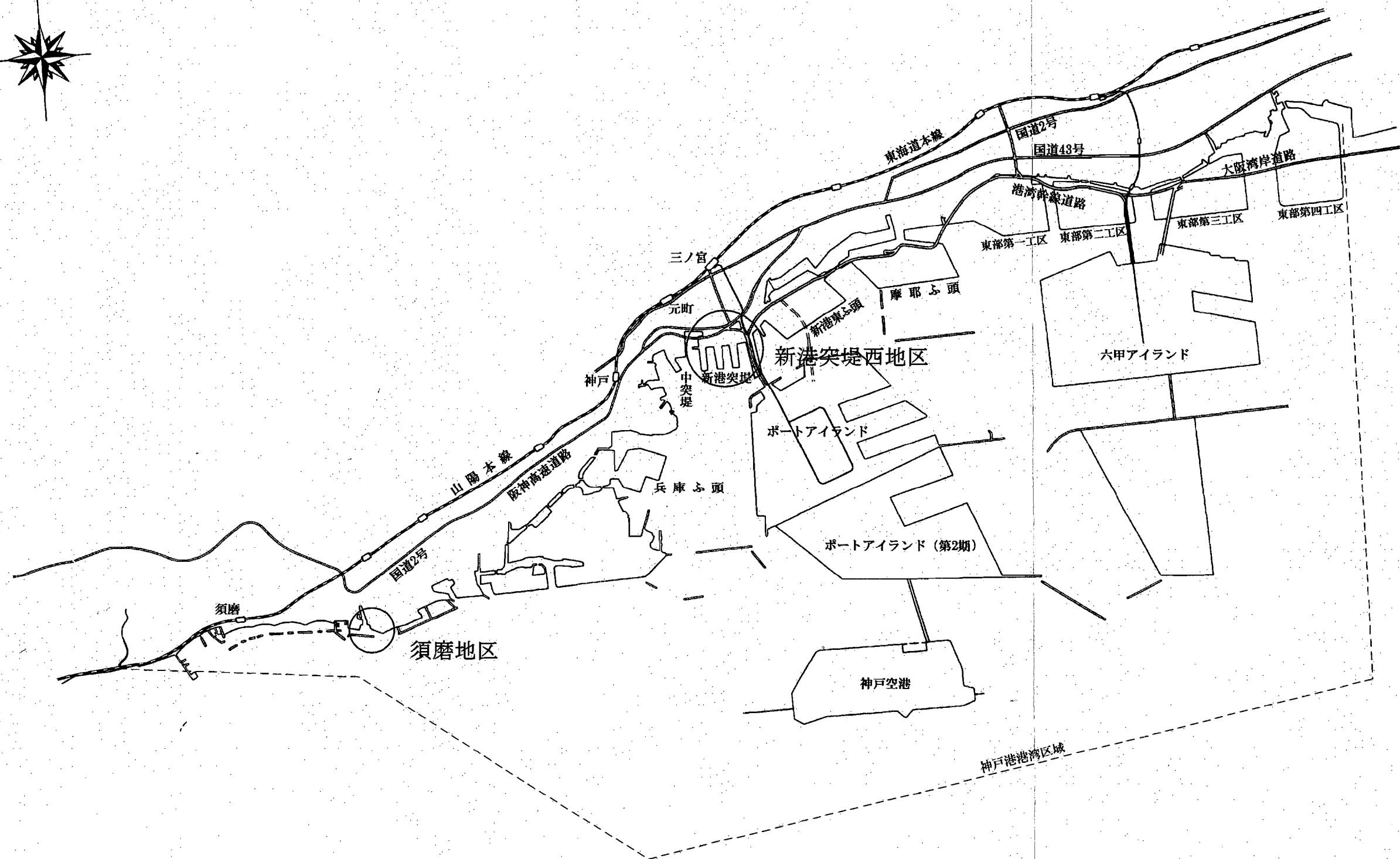
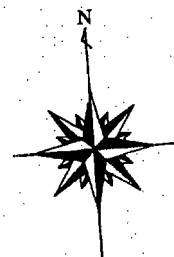
3 その他の事項

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

神戸港港湾計画位置図

S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所